



HUMAN
RIGHTS
WATCH

「出る杭は打たれる」

日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除

HUMAN
RIGHTS
WATCH

「出る杭は打たれる」

日本の学校における LGBT 生徒へのいじめと排除

Copyright © 2016 Human Rights Watch
All rights reserved.
Printed in the United States of America
ISBN: 978-1-6231-33443
Cover design by Rafael Jimenez

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、世界中の人びとの権利と尊厳を守るために活動しています。差別を阻止し、政治的自由を保障し、戦時下での非人道的行為から人びとを守り、加害者を法の裁きにかける。そのために、人権侵害の被害者と人権活動家たちと共に歩みます。人権侵害を調査し、その事実を広く知らせ、加害者の責任を追求します。各国政府や権力者に対して、人権侵害行為をやめ、国際人権法を守るように強く求めます。また、すべての人びとの人権を守るという信念を共有するよう国際社会に働きかけています。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは世界 40 カ国で展開している国際 NGO（非政府組織）です。アムステルダム、バイルート、ベルリン、ブリュッセル、シカゴ、ジュネーブ、ゴマ、ヨハネスブルク、ロンドン、ロサンゼルス、モスクワ、ナイロビ、ニューヨーク、パリ、サンフランシスコ、シドニー、東京、トロント、チュニス、ワシントン DC、チューリッヒにオフィスがあります。

さらに詳しく知りたい方は、是非こちらのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hrw.org/ja>（日本語）

要約

「世界には変な人たちがいる」と、高校の保健の先生は授業のはじめに言いました。そして男どうしの性交渉がエイズの大きな原因だから、同性愛者には近づかないほうがよいと言いました。先生から LGBT の人たちの話を聞いたのはその 1 回だけです。ゲイを笑いものにするような会話を小耳に挟むことはありませんでしたが。

—サチ・N さん (20)、名古屋、2015 年 11 月

校長先生は言いました。「ダメだ、お前だけの卒業式じゃないんだ。お前 1 人のワガママで、学校の風紀を乱すな。」

—ナツオ・Z さん (18)、福岡、2015 年 8 月。高校で男子用の制服を着たいと要望した際の校長の対応を振り返っての発言

子どもの安全と健全な発達、理解ある大人との偶然の出会いに左右されるようなことがあってはならない。しかし、そうした状況が往々にして、日本の性的マイノリティ (sexual and gender minority) の子どもたち——レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー (LGBT) をはじめとするセクシュアリティ及びジェンダーについてマイノリティのアイデンティティを持つ子どもたちや、自分の性的指向やジェンダー・アイデンティティ (日本語訳は、性自認。以下、「ジェンダー・アイデンティティ」) に疑問を持つ子どもたち——の現実だ。

日本の LGBT の子どもたちがいじめや嫌がらせを学校の教職員に伝える時には、自分の運にかけるしかない。というのは、対応はその教職員の性的指向やジェンダー・アイデンティティへの個人的な考え方にまったく左右されてしまうからだ。包括的な教職員研修は存在しない。2016 年 4 月に出されたガイドラインについても、拘束力のない指導・助言に留まり、ジェンダー・アイデンティティの尊重とそれに基づく配慮は、精神障害の診断に基づくことを原則とする内容だ。

日本全国 14 都道府県で 50 人を超える LGBT の現役・元生徒、そして、教職員と学術専門家などを対象に行った聞き取り調査に基づき、本報告書は、日本の学校での性的指向とジェンダー・アイデンティティ、あるいはジェンダーの表明 (gender expression) に基づくいじめと嫌がらせ、差別の現状を明らかにしている。そして、そうした事態への適切な対応と予防が求められるはずの学校が、実際にはまずい対応に終始することが多い実態も明らかにした。

政府は公式には認めていないものの、実際には、政策や教員研修が不十分であることや政策を実施に移す制度が脆弱であることなどがゆえに、その性的指向やジェンダー・アイデンティティを理由にいじめの標的とされる LGBT の生徒たちがいることを、ヒューマン・ライツ・ウォッチの本調査は明らかにしている。

日本政府は、LGBT の生徒特有の脆弱性に着目した効果的ないじめ防止策を策定していない。LGBT の生徒たちのニーズに対応するとともに教職員にその言動の責任を取らせるための教員研修をしっかりと行っておらず、性的指向とジェンダー・アイデンティティに関する教育内容についての、国際人権上の日本政府のコミットメントを守っていないのだ。

ジェンダーやセクシュアリティに疑問を持つ日本の生徒たちは、危うい状況に放置されている。学校図書館など公式な情報源で調べても情報が無いこともある。あるいは、ジェンダー・アイデンティティに関するあらゆる問題を精神障害とする書籍しか見つからないなど、限られた情報しか得られないこともある。教職員に疑問をぶつけても、叱責されたり、即いじめの対象になることもある。思いやりのある協力的な反応がある場合でも、教員研修がないため、教員の個人的な見解に基づきあり合わせの知識で対応されるのがせいぜいということになる。風紀と和の維持が強く望まれる文化ゆえ、LGBT の生徒の力になろうとした教員がかえって孤立することもある。ある元教員の言葉を借りれば「好意的であるがために孤立」してしまうのである。

嫌悪に満ちた反 LGBT の言葉が、日本の学校のほとんどどこにでも存在し、LGBT の生徒を沈黙、自己嫌悪、時には自傷に追い込んでいる。生徒からも教師からも憎悪発言が至るところで発せられる実態と情報の欠如とが相まって、自らのアイデンティティとの格闘を、まずは恥と反感との闘いから始めざるをえない性的マイノリティの子どもたちも少なくない。

ジェンダーに不一致な子どもたち（訳注：原文は gender nonconforming children。訳については「ジェンダーに非同調性な子ども」なども存在するものの、今回は「ジェンダーに不一致な子ども」とした）は、性同一性障害（GID）の診断を受けなければ、自分にふさわしい性別に従った教育にアクセスできないことも多い。そして診断を欲するか否かにかかわらず、自らにジェンダー・アイデンティティを探し表現する支援が提供される代わりに、医療措置を必須とする成人用の性別変更（法律上の性別認定）制度に巻き込まれてしまうのだ。現行の日本の性別認定手続は、国際人権法と医療倫理基準の保障するプライバシーと表現の自由という基本的権利を侵害する制度である。

ジェンダー・アイデンティティを認めて欲しいと求める生徒や、性的指向やジェンダー・アイデンティティに基づく差別からの保護を求める生徒を学校が支援・配慮する場合でも、対応が一時的にすぎないこともある。学校側は、個々の生徒への配慮を示しつつも、弱い立場にある生徒の保護より、学校の風紀や和の維持を優先させがちな制度構造から抜け出せないのだ。いじめ防止政策は、LGBT の子どもなど、特定のカテゴリーの子どもに特有の脆弱性やニーズに触れていない。

教員が加わったいじめを受けて生徒が自殺した 30 年前の有名な事件について、日本の地方裁判所は 1991 年に、学校側はいじめによる自殺を予見することができなかったとして、学校の所属する地方自治体の自殺に対する賠償責任を否定した。政府側はいじめ問題にある程度の政治的資本を投入しており、注目の事件を受けて緊急会合を持ったり、政策立案を行うなどしてきた。しかし、政府は「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という紋切り型の立場にとらわれており、政策の効果的な実施はというとおぼつかないのが現状だ。この紋切り型の立場は、特に弱い立場におかれている一定の生徒が、嫌がらせや排除に遭いやすい構造を直視していない。

日本の学校には、権利よりも風紀と和の維持を優先する風潮がある。国のいじめ防止基本方針は、いじめは生徒の権利を著しく侵害するとしているが、いじめ防止対策の 1 つとして規範意識などを育むための道徳教育を推進している。個々の生徒の懸念やニーズは行き場を失ってしまう。

学校ではジェンダーに関するステレオタイプの考え方が支配的で、ジェンダーに不一致な生徒が自らのジェンダーを自由に表現することは難しい。たとえば、教員研修や学校のカリキュラムでは通常、性的指向及びジェンダー・アイデンティティに関する情報がほとんどなく、種類や段階を問わずあらゆる学校で、同性愛嫌悪的な雰囲気蔓延している。こうした中でいじめなどの人権侵害が発生し、学校が適切な対応を怠っているのであり、国・自治体の現在の対応は人権の侵害にも該当しうる。

LGBT の人びとの人権についての議論が大きく前進し、国のいじめ防止対策が見直しを迎える現在、国はいじめ防止対策を強化し、LGBT の子どもをはじめ、学校でいじめや暴力に特にさらされやすい人びとのカテゴリーを明示して、対応策に踏み出すべきだ。

政府にはすべての子どもに対して健康、情報、教育、意見表明の権利を保障する義務がある。トランスジェンダーとジェンダーに不一致な子どもへの対応が、日本では特

に遅れていると言える。日本の学校では、制服が決まっていたり、男女別の活動があるなど、男女の分離が厳密に行われており、このことも、トランスジェンダーの子どもたちやジェンダーに不一致な子どもたちの学校生活の壁となっている。出生時に割り当てられた男女の性別に従った利用が求められる施設も、トランスジェンダーの子どもにとっての障壁だ。子どもたちはまた、性別変更（法律上の性別認定）のためには、差別的な年齢制限や、恐怖を感じさせうる医療条件にも直面させられる。

2016年は、いじめ防止対策推進法に定められた施行3年目の見直しの時期となっている。政府は、教育を受ける権利を含む人権上の国の責務に沿った形で、抜本的見直しを検討すべきである。性的指向やジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別の廃絶に関して、2つの国連人権理事会決議（日本も支持）が近年採択されたところであるが、日本政府はこの機会に、国のいじめ防止対策をこの国連決議をはじめとする国際人権上の責務に沿った形で改善すべきである。そのためには、本報告書でも具体的に多くの指摘をしたとおり、いじめの原因となる構造上の要因を特定した上で対処することが必要と言える。

提言

文部科学省への提言

- いじめ防止対策推進法に定められた 2016 年の見直しの一環として、LGBT の生徒など弱い立場にある生徒のカテゴリーを特定・明記すること。
- 学校の差別禁止原則の遵守の状況をモニタリングし、対策が功を奏していない場合には介入を行い、学校でのいじめの統計をとる場合には性的指向とジェンダー・アイデンティティの要素を必ず含めること。
- 非政府組織（NGO）と協同し、LGBT の生徒の学校環境に関する調査を開発、実施すること。当該調査は、被害対象となる子どもたち自身から直接情報を集める形で行うこと。
- 2016 年の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（以下、「2016 年教員向け手引」）を基に、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ及び人権についての教員研修教材を開発し、現役教師全員に受講を義務化すること。
- すべての大学の教員養成カリキュラムに、LGBT や自らの性的指向やジェンダー・アイデンティティに疑問を持つ生徒など、多様な生徒との関わり方に関する研修を義務として組み込むこと。
- 学校は、いかなる医療診断を求めることなく、生徒を自ら宣言するジェンダー・アイデンティティのまま受け入れるべきであるとの改訂通知を出すこと。学校は、性同一性障害の診断を求めることなく、生徒の教育への完全なアクセス（制服、トイレ、書類などを含む）を保障すべきである。またトイレについて、ジェンダー中立的または障がいのある生徒用に限らず、その生徒が気持ちよく利用できるトイレの使用も含まれるべきである。
- 法務省及び国会と協力し、日本の法律上の性別認定手続である性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（2003 年。以下、「性同一性障害特例法」）を改正し、不妊などの屈辱的な強制手続に代えて、自己認識（self-identification）を基準とする性別認定手続を導入すること。

- 国連教育科学文化機関（UNESCO）及び国連人口基金（UNFPA）のガイドラインに基づく性的指向とジェンダー・アイデンティティに関する情報を、全国的な性教育カリキュラムに含めること。

法務省への提言

- 国会議員に助言するとともに、性同一性障害特例法改正案を国会に提出し、同法を国際人権上の義務と国際的なベスト・プラクティスの基準に沿った内容にすること。

厚生労働省への提言

- トランスジェンダーの人びとに影響を及ぼす全てのヘルスケア政策を改訂し、最良のケアをトランスジェンダーの人びとへ提供するために、国際的な保健・医療専門家が策定した基準である、世界トランスジェンダー・ヘルス専門家協会（WPATH）のケア基準第7版（Care-7）に沿ったものとする。
- 教育委員会等に対する文部科学省通知と連動する形で、精神科医など精神保健専門家に対して、子どもが自らのジェンダー・アイデンティティに応じた教育を受けるためには、性同一性障害の診断を受ける必要はないことを明白にする指示を緊急に出すこと。

地方自治体と教育委員会への提言

- 地方自治体のいじめ防止対策に、性的指向とジェンダー・アイデンティティを明示した差別禁止条項を設けること。
- LGBTのNGOとのパートナーシップに基づき、文部科学省の2016年教員向け手引に沿って性的指向、ジェンダー・アイデンティティ及び人権に関する教員研修プログラムを早急に策定すること。当該プログラムには、教室用資料の配付、追加支援を必要とする教員向けの追加的参考情報も含むべきである。
- すべての教員に、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ及び人権に関する研修を義務づけること。当該研修には、各教員がかかわる年齢集団にふさわしい教育へのアクセス関係の課題を含むべきである。

国会への提言

- 検討がされている反差別関連法案に、生徒に関する性的指向またはジェンダー・アイデンティティに基づく差別からの保護規定、そして管理職、教員、カウンセラーをはじめとする学校職員及びその他の学校スタッフを明示した性的指向またはジェンダー・アイデンティティに基づく雇用差別の禁止規定を盛り込むこと。
- 性同一性障害特例法を国際人権上の義務と国際的なベスト・プラクティスの基準に沿った内容に改正すること。

「出る杭は打たれる」

日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除

日本の学校におけるいじめは深刻な問題だ。「まわりと違う」と思われた生徒が嫌がらせや脅迫、暴力の標的にされている。本人の、もしくは周囲から思われている性的指向やジェンダー・アイデンティティ（性自認）を理由としたいじめもそのひとつだ。しかし、日本の学校でのいじめが多数おきていること以上に衝撃的なのは、日本政府がこれまで、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー（LGBT）の生徒が抱える固有の脆弱性など、いじめの原因に遡って対処することを長年にわたり怠り続けていることだ。学校では風紀と和の維持が重視され、政府は「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」ものなのだと、主張し続けている。

報告書「出る杭は打たれる」は、日本の性的マイノリティ（sexual and gender minority）の若者、そして教育の専門家を対象に行った綿密な聞き取り調査を基にしたもの。日本の政策の欠点が、LGBTの生徒をいじめにさらす原因にもなっているのみならず、知る権利や自己表現の自由へのアクセスをも危うくしている。包括的な性教育の欠如、全国的な教育カリキュラムでLGBTのテーマに触れられていないこと、性的指向とジェンダー・アイデンティティに関する教職員への必須研修がないことすべてが、LGBTの生徒を脆弱な立場に置く一因となっている。法律上（戸籍上）の性別を自認する性（ジェンダー・アイデンティティ）に変更するためには「性同一性障害」（GID）の診断を必要とする日本の制度は、厳格かつ差別的で問題が多い。この制度は、ジェンダー不一致の子どもたち（gender nonconforming children）にも悪影響を与えている。

文部科学省は近年、LGBTの生徒の認識、理解、及び対応をめぐり前向きな措置を講じてきている。今後は、いじめ問題に取り組む具体的な政策を策定して、更にもう一步前進するべきだ。同性婚や雇用における反差別政策などLGBTの権利に関する議論が活発化している現在は、日本政府がすべての子どもに対して、教育を受ける権利などの分野で自ら約束している国際人権基準に沿った政策を実現するよい機会であると言える。



© 2016 歌川たいじ